

第2回「ロケ撮影環境改善に係る官民連絡会議」 撮影における法令に係る問題点 ～JFC アンケート調査より～

2017年 JFC 会員対象アンケート調査（108 団体回答）より

現行法令において、取り扱いが不明確又は許可の取得がしづらく、改善が必要と思われる法令について

1. ドローン飛行許可について

- ・地域内に国宝などがあっても許可が出ているため、市や施設管理者で条例を定めているが、専門知識が乏しいため、高度や距離などまでは定められていない。そのため、実際は現場で FC が経験から判断し、指示をしている状況。責任も FC に係ってくる。
- ・地域の現状にあわせて条例を作っているが、国が許可しているので撮影が可能と思っている制作者も多い。
- ・時間帯や条件によっては、ドローンでの撮影ができそうな場所でも、市街地ということで国の許可が下りていないため、撮影ができない。
- ・観光客など個人で小さなドローンを使って撮影をすることが増えてきているが、今後それらの使用を規制したり、利用方法のルールを作ったりする予定はあるのか。
- ・ドローン撮影の問い合わせが多い割に法令等の情報共有が地域側も制作側もできていない。

長野県の事例

国交省の無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書の急な空撮依頼への対応など、業務の都合上、飛行経路が決定してから飛行させるまでに手続きを行う期間が確保できない場合には、飛行場所の範囲や条件を記載することで、飛行経路を特定せずに申請を行うことも可能という柔軟性を活かして、全国規模で一括で年間の申請をする業者が多いと聞いている。

長野県内の制作会社は、全県で申請している。都市公園や寺社仏閣などハードルが高いところもあるが、急なオファーの場合、FC では県内業者の紹介などで対応している。

善光寺や戸隠神社など需要が多い場所に関しては今後、当方で許可を受け撮影し映像コンテンツの共有化も検討している。

2. 道路交通法

- ・道路占用許可はどこまでなら必要でないのかが不明確で道路使用許可で対応することも多い
- ・道路使用の範囲が複数の警察署にまたがる場合、地域によって代表の警察署だけの申請で許可が出る場合と、全所轄に申請が必要な場合があるが、統一できないか。
- ・道路使用申請は、押印要、郵送不可で直接持参・受取など、手続きが煩雑かつ時間を要するが、特に海外からの制作者等の場合は、それができないケースも多い。
- ・けん引の撮影許可が下りないケースが増えている。

3. 国立公園、都市公園での撮影許可

- ・環境省や林野庁の国立公園などの規制区域内での撮影許可が出にくい。
- ・国立公園では、設置物に関しても規制が強すぎて、美術部の建て込みや機材などがおけず、撮影がやりづらい、もしくは許可がおりない。
- ・都市公園の許可がとりにくい。撮影には不向きだが、撮影の依頼が多い。